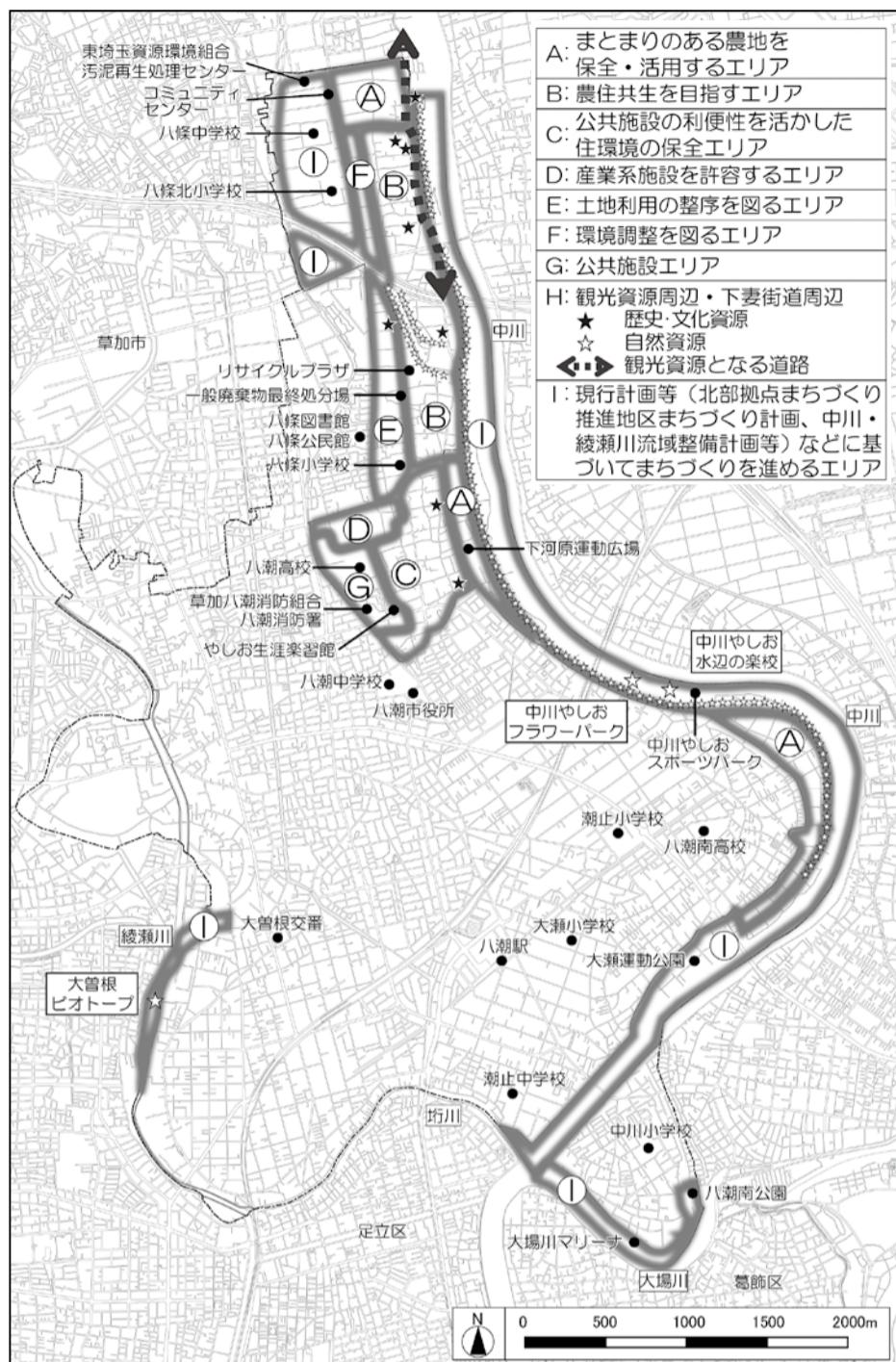


図 エリア別のまちづくり方針図



市街化調整区域の現状

市街化調整区域とは、無秩序な市街化を防止するため、建築物の立地を制限するとともに、自然や農地を保全・活用する区域であり、市全体の約27パーセント（約495ヘクタール）が指定されています。市街化調整区域では、建築物を伴わない資材置き場、駐車場などさまざまな土地利用が行われています。

一方、市の北部の区域では、

市街化調整区域の まちづくり方針

東埼玉道路をはじめとする幹線道路の整備や、（仮称）外環自動車道八潮パーキングエリアなどの整備が予定されています。

また、中川周辺区域では、貴重な農地景観の保全を目的とした取り組みが展開されるなど、市街化調整区域の土地利用は多様化しています。

市街化調整区域のまちづくり方針

まちづく 基本方針では市における市街化調整区域のあり方を整理し、今後のまちづくり方針をまとめています。

○八潮市における市街化調整区域のあり方

市街化調整区域のまちづくりは、法規制を遵守し、人の交流などによる地域活力の維持や、適正な土地利用の規制・誘導など、地域の課題解決や市街化調整区域の特性を生かせるよう、具体的な取り組みを検討します。

○エリア別のまちづくり方針
市街化調整区域のそれぞれの土地利用の状況などから、左図のようなエリアなどに区分し、地域の特性に応じたまちづくりの方向性と、その実現に向けた方針を定めています。

基本方針の内容について、詳しくは、市のホームページや市役所・駅前出張所・図書館などの公共施設でご覧いただけます。

市では、都市計画マスター・プラン（平成21年3月策定）の市街化調整区域編として、「八潮市市街化調整区域まちづくり基本方針」を策定しましたので、その概要についてお知らせします。

八潮市市街化調整区域まちづくり基本方針を策定

○市街化調整区域全体のまちづくり方針

65歳からの健康づくり

介護予防で
元気アップ！